

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局市街地整備部区画整理課（審査）（06-6208-9418）
処分課（担当）名	都市整備局市街地整備部区画整理課（清算）（06-6208-9437）
処分の名称	清算金の督促及び手数料・延滞金の徴収
概要	清算金を納付すべき方が、納付期限までに納付せずに督促状を寄せられたときには、督促手数料を徴収します。また、督促状の指定期限までに清算金を納付しないときには延滞金を徴収します。
根拠法令等 及び条項	土地区画整理法第110条第4項 第5項 土地区画整理法施行令第61条第3項 大阪都市計画事業長吉瓜破地区土地区画整理事業施行規程24条 （昭和52年9月29日 条例第45号） （大阪市例規URL） https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html
処分基準	1 次の場合には、清算金の督促手数料を徴収する。 清算金を納付すべき者が、納付期限までに納付せずに督促状を寄せられたとき 2 次の場合には、清算金の延滞金を徴収する。 清算金を納付すべき者が、納付期限までに納付せずに督促状を寄せられ、督促状の指定期限までに清算金を納付しないとき
ホームページ	
備考	